

E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、E T F に関する有価証券上場規程の特例（以下「E T F 特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに E T F 特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 1 条の 2 E T F 特例第 1 条の 2 第 11 号に規定する指定振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

(上場申請時の提出書類)

第 2 条 E T F 特例第 2 条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) E T F 特例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、E T F 特例の変更上場に関する事項及び E T F の一口当たりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための仕組みに関する事項を含むものとする。ただし、内国商品現物型 E T F 、外国商品現物型 E T F 及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、E T F の一口当たりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための仕組みに関する事項については、提出を要しない。
- (2) E T F 特例第 2 条第 4 項に規定する「募集又は売出実施通知書」は、新規上場申請者である管理会社等及び指定参加者により作成されるものとする。

(指標連動有価証券等組入型 E T F におけるカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書の記載事項)

第 2 条の 2 E T F 特例第 2 条の 3 に規定するカウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書の記載事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) カウンターパーティー等（組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）をいう。以下同じ。）の選定基準
- (2) カウンターパーティー等の財務状況に係る管理体制等
- (3) カウンターパーティー等の財務状況の著しい悪化が明らかになつた場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (4) カウンターパーティー等に関する情報の配信方法

(上場審査料に関する事項)

第 3 条 E T F 特例第 3 条に規定する本所が定める金額は 50 万円とし、新規上場申請者は、上場審査料を上場申請日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場審査基準に関する事項)

第 4 条 E T F 特例第 4 条第 1 項各号に掲げる上場審査基準については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) E T F 特例第 4 条第 1 項に規定する「本所が規則により定める投資信託」は、特定外貨建等証券投資信託（法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 19 条第 1 項に規定する特定外貨建等証券投資信託をいう。）以外の投資信託とする。
- (2) E T F 特例第 4 条第 1 項第 5 号に規定する各要件については、次

の a から g までに定めるところにより審査するものとする。

- a aについては、予め定められた算出式を用いて指標が機械的に算出されること等、投資者保護の観点から客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことについて確認する。
- b bについては、指標を構成する銘柄数や各構成銘柄の比率等に基づき、指標の値の変動が特定の銘柄の価格変動の影響を著しく受けないことについて確認する。
- c cについては、構成銘柄の変更手続き及び変更基準が公正であり、かつ、予め定まっていることについて確認する。
- d dについては、公表方法及び公表形態等について確認する。
- e eについては、公表方法及び公表形態等について確認する。
- f fについては、円滑な売買が行われる必要がある銘柄又は種類について、取引の実態に照らして有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれることについて確認する。
- g gについては、円滑な取引が行われる必要がある法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして当該デリバティブ取引又は当該商品投資等取引が円滑に行われると見込まれることについて確認する。

- (3) ETF 特例第4条第1項第6号cに規定する「高い相関関係があると認められる」かどうかは、組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果によって判断するものとする。
- (4) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、ETF 特例第4条第1項第8号aに規定する「虚偽記載」について、同取扱い2(8)c((b)を除く。)の規定は、ETF 特例第4条第1項第8号bに規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と、

同取扱い 2 (8) c (a) 中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（最近 1 年間に終了する特定期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。）」と読み替えるものとする。

- (5) ETF 特例第 4 条第 1 項第 11 号 b 及び c の基準は、 ETF 特例第 2 条第 2 項第 4 号 a に規定する書面により審査するものとする。
- (6) ETF 特例第 4 条第 1 項第 12 号の基準は、次の a 及び b に定めるところにより審査するものとする。
 - a 次の (a) から (d) までに掲げる事項から、上場後運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があると認められないこと。
 - (a) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあっては、当該保証者）が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。
 - (b) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあっては、当該保証者）が作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に係る監査報告書又は中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。
 - (c) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方（当該有価証券又は契約に係る保証者がある場合にあっては、当該保証者）が最近の特定期間又は営業期間の末日において債務超過の状態でないこと。
 - (d) その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。

b 次の(a)から(e)までに掲げる事項その他の事項から，対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の信用状況等に関する管理体制その他の適切な管理体制が管理会社において整備されていると認められること。

- (a) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の適切な選定基準が整備されていること。
- (b) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。
- (c) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の財務状況等に係る適切な管理体制が整備されていること。
- (d) 対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方の倒産等による投資信託財産又は資産の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。
- (e) 管理会社又はその関係者が対象指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の発行者又は契約の相手方に関する情報を配信する場合にあっては，当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。

(7) E T F 特例第4条第3項第2号（同条第6項による場合を含む。）に規定する「上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が本所の定めるところにより締結されるものであること。」とは，当該預託契約等が当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券に係る預託機関等及び当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品現物型 E T F 信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり，かつ，当該外国 E T F 信託受益証券又は外国商品

現物型 E T F 信託受益証券に係る管理会社等が当該預託機関等との間において本所が適當と認める契約を締結していること又は上場の時までに締結する見込みがあることをいう。

- (8) E T F 特例第 4 条第 4 項第 2 号 b に規定する「これらに相当する者として本所が定める者」とは、外国商品市場において商品市場の会員又は取引参加者と同種の資格を有する法人をいう。
- (9) E T F 特例第 4 条第 4 項第 4 号 d に規定する「本所が定める計算期間」とは、次の a 又は b に掲げる計算期間をいう。
- a 信託設定後最初の計算期間が 1 年以上 2 年未満である場合における当該最初の計算期間
 - b 計算期間の初日から 1 年を経過した日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日であって、その翌営業日が計算期間の末日となる場合における当該計算期間
- (10) E T F 特例第 4 条第 4 項第 4 号 j に規定する「その他本所が定める事項」とは、次の a から m までに掲げる事項をいう。この場合において、管理会社が信託受託者であるときは、第 1 号及び第 5 号中「管理会社」とあるのは「信託の委託者」と読み替えるものとする。
- a 管理会社及び信託受託者の商号又は名称
 - b 受益者に関する事項
 - c 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項
 - d 信託の元本の額に関する事項
 - e 受益証券に関する事項
 - f 信託の元本及び収益の管理に関する事項（信託財産となる資産の種類を含む。）
 - g 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項
 - h 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項（受益者が信

託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨を含む。)

- i 信託契約期間中の解約に関する事項
- j 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- k 信託受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項
- l 信託約款の変更に関する事項
- m 管理会社における公告の方法

(11) ETF 特例第4条第5項第2号cに規定する「本所が定める計算期間」とは、同項各号に掲げる計算期間に準じた計算期間をいい、同項第2号dに規定する「その他本所が定める事項」とは、原則として、前号aからmまでに掲げる事項をいう。

(予備審査料に関する事項)

第4条の2 ETF 特例第4条の4第4項に規定する本所が定める金額は50万円とし、予備申請を行う者は、予備審査料を予備申請の日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(上場時に公衆縦覧に供する書類)

第5条 ETF 特例第5条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) ETF 特例第2条第2項第3号
- (2) ETF 特例第2条第3項に規定する書類
- (3) 前2号のほか、本所が必要と認める書類

(管理会社等が行う適時開示等に関する事項)

第6条 上場ETFに係る管理会社等は、本所との連絡に当たる連絡担

当者を本所に通知するものとする。連絡担当者であるものを変更した場合も同様とする。

2 E T F 特例第6条第1項第1号に規定する事項は次の各号に定めるところにより算出するものとする。

(1) E T F 特例第6条第1項第1号bからdまでに規定する純資産総額（一口当たりの純資産額の算定の基礎となる純資産総額を含む。）は、投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類に定めるところにより算出するものとする。

(2) E T F 特例第6条第1項第1号cに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。

算式

$$((A \div B) - (C \div D)) \times 100 (\%)$$

算式の符号

A 上場E T F の一口当たりの純資産額

B A を算出した日の前営業日の上場E T F の一口当たりの純資産額

C 対象指標の終値

D C を算出した日の前営業日の対象指標の終値

(3) E T F 特例第6条第1項第1号dに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。

算式

$$((E \div F) - 1) \times 100 (\%)$$

算式の符号

E 上場E T F の最終価格

F 上場E T F の一口当たりの純資産額

3 E T F 特例第6条第1項第2号及び第3号に規定する「本所が定める基準」は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

(1) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の(c)及び同項第 3 号 a の(d)に掲げる事項

投資信託約款，信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類の変更理由が次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b 本店所在地の変更
- c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

(2) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の(l)並びに同項第 3 号 a の(g)及び同号 c の(h)に掲げる事項

当該管理会社等又は当該信託受託者等が法若しくは投資信託法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う届出のうち，本所が定めるもの

4 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a (b)に掲げる事項

投資信託，外国投資信託又は信託に必要な資金の借入れのうち，信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当すること。

5 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (j)に規定する「これらに相当する者として本所が定める者」とは，第 4 条第 1 項第 8 号に規定する法人をいう。

6 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 b (k)に掲げる事項

信託約款で定める信託財産に係る商品の条件を満たさない商品が信託された場合のうち，当該商品に代えて信託されるべき商品の価値が，管理会社が当該事実を確認した日において，その前営業日の純資産総額の100分の 3 に相当する額未満である場合に該当すること。

7 株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) a 及び b の規定は，E T F 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (b)に規定する「債務超過の状態」について準用する。

- 8 ETF 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (f) に規定する「停止されることが確実となったこと」とは、カウンターパーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引の停止が確実となったことをいう。
- 9 ETF 特例第 6 条第 1 項第 4 号 c (g) に規定する「破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至ったこと」とは、カウンターパーティーが法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の開始原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいう。
- 10 ETF 特例第 6 条第 3 項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）及びその取扱いに定めるところに準じるとは、原則として、同規則第 2 条の 2 から第 4 条まで、第 15 条の 2 及び第 16 条並びに同取扱い 1 の 2 (1) に定めるところによることをいうものとする。

（決定事項等に係る通知及び書類の提出等に係る事項）

第 7 条 ETF 特例第 7 条第 1 項に規定する通知は、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手続きに従い決定したことをいい、委員会設置会社にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この条において同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。

- 2 ETF 特例第 7 条第 1 項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) ETF 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の (a) 又は同項第 3 号 a の (b) に掲げる事項
- a 売出しの日程表

確定後直ちに

b 目論見書

作成後直ちに

この場合において、管理会社等は、当該目論見書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(2) E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a の(c)又は同項第 3 号 a の(d)に掲げる事項

変更後の投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類
2 部

変更後直ちに

(2)の 2 E T F 特例第 6 条第 1 項第 2 号 a (a)の 2 及び同項第 3 号 a (b)の 2 に掲げる事項

受益権の分割又は併合の日程表

確定後直ちに

(3) E T F 特例第 6 条第 1 項第 3 号 a の(e)に掲げる事項

a 合併契約書の写し

契約締結後直ちに

b 合併日程表

確定後直ちに

3 E T F 特例第 7 条第 1 項第 1 号 b に規定する事項には、第 2 条の 2 第 2 項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出した代表者の異動を含むものとする。

4 E T F 特例第 7 条第 2 項に規定する売出価格が決定された場合には、次に掲げるところによる「売出価格通知書」を提出するものとする。

(1) 記載事項

a 売出価格又は売出価格の決定予定期限及び具体的な決定方法

b 売出価額の総額又はその見込額

(2) 提出時期

売出価格の決定後直ちに

- 5 E T F 特例第7条第3項に規定する場合には、同特例第6条第1項第2号b(g)に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合を含むものとし、当該場合には、当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写しを受理後遅滞なく提出するものとする。
- 6 上場E T F（内国商品現物型E T Fに限る。）に係る管理会社は、E T F特例第6条第1項第2号b(k)に掲げる事実が発生した場合には、本所が定めるところにより書類の提出を行うものとする。
- 7 E T F 特例第7条第5項に規定する書面には、上場E T Fに係る管理会社等の代表者による署名を要するものとする。
- 8 E T F 特例第7条第5項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場E T Fに係る管理会社等の代表者が確認した内容を記載するものとする。

（変更上場の手続の時期等）

第8条 E T F 特例第8条第1号の規定により上場E T Fに係る管理会社等が行う変更上場申請（信託金の限度額を変更する場合に限る。）は、管理会社等が信託金の限度額に関する投資信託約款、信託約款又はこれらに類する書類の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更額の追加信託が行われた場合に増加することが見込まれる受益権の口数について、一括して行うものとする。

- 2 E T F 特例第8条第2号の規定により上場E T Fに係る管理会社等が行う変更上場申請（発行可能投資口総口数を変更する場合に限る。）は、管理会社等が発行可能投資口総口数に関する規約又はこれに類する書類の変更について決議又は決定等を行った後遅滞なく当該変更により増加することが見込まれる投資口の口数について、一括し

て行うものとする。

第9条 削除

(上場廃止基準に関する事項)

- 第10条 上場E T Fに係る管理会社等がE T F特例第10条第1項第1号aからdまで又は同条第2項第1号本文のいずれかに該当する場合において、当該管理会社等から同条第1項第1号ただし書又は同条第2項第1号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当するものとして取り扱う。
- 2 上場E T Fに係る信託受託者等がE T F特例第10条第1項第2号に該当する場合において、上場E T Fに係る管理会社等から同号ただし書に規定する業務の引継ぎ及び書面の提出を行うことができない旨の報告を書面により受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。
- 3 E T F特例第10条第1項第3号aからbの2までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条第3項第3号aに規定する投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類の変更を行う場合において、当該投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類の変更が確定した旨の書面による報告を受けたときは、E T F特例第10条第1項第3号aからbの2までのいずれか、同条第2項第3号b又は同条第3項第3号aに該当するものとして取り扱う。
- 4 E T F特例第10条第1項第2号の2aで規定する「本所が定める場合」とは、上場内国商品現物型E T Fに係る信託の委託者が、株券上場廃止基準第2条第1項第9号、第9号の2、第11号、第12号又は第19号（株券上場廃止基準第2条第2項（第4号及び第5号を除く。）による場合を含む。）に該当して上場廃止となる場合をいう。
- 5 E T F特例第10条第1項第2号の3に規定する「これらに相当する

者として本所が定める者」とは、第4条第1項第8号に規定する法人をいう

- 6 ETF特例第10条第1項第3号bに規定する「その他の理由」には、対象指標の算出の終了を含むものとする。
- 7 ETF特例第10条第1項第3号cに規定する適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった場合において、上場ETFに係る管理会社等から当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外しない旨の書面による報告を受けたとき又は当該適格機関投資家以外の者が指定参加者に含まれることとなった日の翌日から起算して1週間以内に当該適格機関投資家以外の者を指定参加者から除外する旨の書面による報告を受けなかったときには、同号cに該当するものとして取り扱う。
- 8 ETF特例第10条第1項第3号dに規定する指定参加者の数について、指定参加者の数が2者未満となった日の翌日から起算して1か年を経過する日までに指定参加者の数が2者以上となった旨の書面による報告が行われなかった場合には、同号dに該当するものとして取り扱う。
- 9 ETF特例第10条第1項第3号fに規定する「重大な違反を行った場合」については、株券上場廃止基準の取扱い1(11)(gを除く。)の規定を準用する。この場合において、同取扱い1(11)中「第12号」とあるのは「第10条第1項第3号f」と、同(11)f中「適時開示等規則第2章」とあるのは「第6条」と読み替えるものとする。
- 10 ETF特例第10条第1項第3号fの2に規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1) ETF特例第10条第1項第3号fの2(a)に規定する「カウンターパーティーの財務状況が悪化した場合」とは、カウンターパーティー又は投資信託財産に組み入れた有価証券が次のaからhまでに該当する場合をいい、「本所が当該状態となったと認める日」とは、

当該 a から h までに定める日をいう。

- a 財務諸表等又は中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等）に継続企業の前提に関する事項が注記された場合

財務諸表等の場合にあっては、当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間財務諸表等（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この a において同じ。）の場合にあっては、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンターパーティーが四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- b 事業年度又は中間会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日ににおいて債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった場合。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1 (5) a 及び b の規定は、債務超過の場合について準用する。

当該債務超過の状態又はこれに準ずる状態になった事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- c 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書）に

おいて、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書については、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨）が記載された場合

監査報告書の場合にあっては、当該監査報告書に係る事業年度又は連結会計年度の末日、中間監査報告書（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書。以下このcにおいて同じ。）の場合にあっては、当該中間監査報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間（カウンターパーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日

- d 事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった場合
事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になった日
- e 発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された日又は停止されることが確実となった日
- f 法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てを行った日又はこれに準ずる状態になった日
- g 組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益を喪失した場合

当該組入有価証券又は当該組入債権に係る期限の利益を喪失した日

h その他カウンターパーティーの財務状況が急激に悪化したと本所が認める場合

本所がその都度決定する日

(2) ETF 特例第10条第1項第3号fの2(b)に規定する「カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において整備されなくなった場合」とは、ETF 特例第2条の3第1項に規定する報告書において、第2条の2第1号から第3号までに規定する管理体制の記載がなくなるなど、管理会社において組織的に管理される体制でなくなったと本所が認めた場合をいうものとする。

11 ETF 特例第10条第1項第3号gに規定する基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 株券上場審査基準の取扱い2(8)aの規定は、ETF 特例第10条第1項第3号gに規定する「虚偽記載」について準用する。この場合において、同取扱い2(8)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と読み替えるものとする。

(2) ETF 特例第10条第1項第3号gに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場 ETF に係る管理会社等の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

12 ETF 特例第10条第1項第3号h又は同条第2項第3号eの基準については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) ETF 特例第10条第1項第3号hに規定する投資信託契約の終了のうち、当該投資信託契約の解約を行う場合において、上場 ETF に係る管理会社等から当該投資信託契約の解約が確定した旨の書面による報告を受けたときは、ETF 特例第10条第1項第3号hに該当するものとして取り扱う。

- (2) E T F 特例第10条第1項第3号h又は同条第2項第3号eに該当した場合には、投資信託契約又はE T F 特例第4条第3項第2号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前の日（当該終了となる日が休業日に当るときは、4日前の日）に上場廃止する。
- 13 E T F 特例第10条第1項第3号iの基準については、次のとおり取り扱うこととする。
- (1) E T F 特例第10条第1項第3号iに規定する上場E T Fの一口当たりの純資産額と対象指標との相関係数については、次の算式により算出するものとする。
- 算式
- $$A \div (B \times C)$$
- 算式の符号
- A 上場E T Fの一口当たりの純資産額の前月比と対象指標の前月比の共分散
- B 上場E T Fの一口当たりの純資産額の前月比の標準偏差
- C 対象指標の前月比の標準偏差
- (2) 前号に規定する上場E T F一口当たりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算定式により算出するものとする。この場合における上場E T Fの一口当たりの純資産額は、E T F 特例第6条第1項第1号bの規定により開示されたものによるものとする。
- 算式
- $$(D \div E) - 1$$
- 算式の符号
- D 当月末日における上場E T Fの一口当たりの純資産額
- E 前月末日における上場E T Fの一口当たりの純資産額
- (3) 前号に規定する当月末日における上場E T F一口当たりの純資産

額及び前月末日における上場 E T F の一口当たりの純資産額については、当該末日における収益分配金、利益分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。

(3)の2 第2号の規定にかかわらず、上場 E T F に係る管理会社等が受益権又は投資口の分割又は併合を行った場合において、本所が適当と認めるときは、当該分割又は併合による影響を考慮して第1号に規定する上場 E T F 一口あたりの純資産額の前月比を算出するものとする。

(4) 第1号に規定する対象指標の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月について次の算式によるものとする。

算式

$$(F \div G) - 1$$

算式の符号

F 当月末日における当該対象指標の終値

G 前月末日における当該対象指標の終値

(5) E T F 特例第10条第1項第3号iの審査は、毎年12月末日に行うものとする。

(6) E T F 特例第10条第1項第3号iに規定する「1か年以内に0.9以上とならないとき」とは、審査対象期間の翌日から起算して1か年目の日までの期間内において0.9以上とならないときをいうものとする。

(7) E T F 特例第10条第1項第3号iの基準は、上場後2年末満の銘柄については適用しない。

(上場廃止日の取扱いに関する事項)

第11条 E T F 特例第11条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) E T F 特例第10条第1項第3号h(同条第2項第3号aによる場

合を含む。), 同条第2項第3号e又は同条第3項第3号aに該当する上場ETF

投資信託契約若しくは信託契約又はETF特例第4条第3項第2号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる日の3日前(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは,当該終了となる日の4日前(休業日を除外する。)の日)

- (2) ETF特例第10条第2項第3号f及び同条第3項第3号cのうち,上場ETFに係る管理会社等が受益証券の不正発行を行った場合に該当する銘柄

上場廃止の決定後遅滞なく

- (3) ETF特例第10条第1項第3号k, 同条第2項第3号f又は同条第3項第3号cに該当することとなった銘柄(前(1)に該当する場合を除く。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日までの範囲内の日で, その都度決定する日

- (4) ETF特例第10条第3項第1号に該当することとなった上場ETF(解散の効力の発生の日が, 本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月以内であるとき又は当該銘柄に係る外国投資法人が破産手続開始の決定を受けている場合に限る。)

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間(休業日を除外する。解散の効力の発生の日が, 当該期間経過後である場合は, 当該日まで)を経過した日

- (5) 規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了することとなった上場ETF

終了となる日の3日前(休業日を除外する。)の日(当該終了となる日が休業日に当たるときは, 当該終了となる日の4日前(休業日を除外する。)の日)

- (6) 前各号に掲げる銘柄以外の銘柄

本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 ETF 特例第12条に規定する上場手数料、年賦課金及びTDR 利用料は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、第4号の規定は、内国 ETF 及び内国商品現物型 ETF に限るものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

- a 内国 ETF 及び内国商品現物型 ETF にあっては、純資産総額の万分の0.75
- b 外国 ETF 及び外国商品現物型 ETF にあっては、預託口数に係る純資産総額（預託口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
- c 外国 ETF 信託受益証券及び外国商品現物型 ETF 信託受益証券にあっては、上場受益権口数に係る純資産総額（上場受益権口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
- d 新規上場時の上場手数料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。
 - (a) 内国 ETF 及び内国商品現物型 ETF にあっては、各 ETF ごとにその上場日現在における純資産総額を基準とする。
 - (b) 外国 ETF 及び外国商品現物型 ETF にあっては、各 ETF ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口当たりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中

値により本邦通貨に換算するものとする（以下、次の(c)並びに第2号dの(b)及び(c)並びに第3号dの(b)及び(c)において同じ。）。

- (c) 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、各ETFごとにその上場日現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。
 - e 新規上場時の上場手数料は、当該ETFの上場日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。
 - f 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- (2) 追加上場時の上場手数料
- a 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあっては、純資産総額の万分の0.75
 - b 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあっては、預託口数に係る純資産総額の万分の0.75
 - c 外国ETF信託受益証券及び外国商品現物型ETF信託受益証券にあっては、上場受益権口数に係る純資産総額の万分の0.75
 - d 追加上場時の上場手数料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。。
 - (a) 内国ETF及び内国商品現物型ETFにあっては、毎年12月末日現在の純資産総額を基準とし、新規上場日現在の純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の純資産総額のうち最大のものからの増加額を追加信託総額とみなして計算するものとする。
 - (b) 外国ETF及び外国商品現物型ETFにあっては、毎年12月末日現在の預託口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の預託口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の預託口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を預託口数に係る追加信託総額と

みなして計算するものとする。

(c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、毎年12月末日現在の上場受益権口数に係る追加信託総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみなして計算するものとする。

e 当該基準日の翌年の2月末日までに納入するものとする。

f 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(3) 年賦課金

a 内国 E T F にあっては、純資産総額の万分の0.75

ただし、純資産総額が1兆円を超える場合は、純資産総額から1兆円を減じて得た額の万分の0.5に相当する金額に7,500万円を加算した金額

b 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F の年賦課金は、前 a に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F」と、「純資産総額」とあるのは「預託口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

c 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券の年賦課金は、a に準じるものとする。この場合において、「内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F」とあるのは「外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券」と、「純資産総額」とあるのは「上場受益権口数に係る純資産総額」とそれぞれ読み替える。

d 年賦課金の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

- (a) 内国 E T F 及び内国商品現物型 E T F にあっては、各 E T F ごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における純資産総額を基準とする。
 - (b) 外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F にあっては、各 E T F ごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。
 - (c) 外国 E T F 信託受益証券及び外国商品現物型 E T F 信託受益証券にあっては、各 E T F ごとに、前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とする。
- e 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする。
- f 年賦課金の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- g 新規上場申請者に係る年賦課金については、dの規定にかかわらず、当該 E T F が1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- h aの規定にかかわらず、E T F の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(4) T D n e t 利用料

- a 年額8万9,250円とし、2月末日及び8月末日に分けて納入するものとする。
- b 前aに定めるT D n e t 利用料は、各管理会社ごとに計算するものとする。
- c a及び前bの規定にかかわらず、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場するE T F の管理会社については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。

d 2月末日に納入する T D n e t 利用料は 4月から 9月までの期間に対応することとし，8月末日に納入する T D n e t 利用料は 10月から翌年 3月までの期間に対応するものとする。

e 前 d の規定にかかわらず，E T F が本所に上場していない新規上場申請者又は発行するすべての E T F が東京証券取引所を上場廃止されることとなる管理会社に係る T D n e t 利用料については，E T F の上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに，次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い，当該(a)又は(b)に定める T D n e t 利用料を納入するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間に，E T F が本所に上場していない新規上場申請者の E T F が上場された場合又は管理会社が発行するすべての E T F が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の 4 分の 3

(b) 4月1日から6月末日まで又は10月1日から12月末日までの間に，E T F が本所に上場していない新規上場申請者の E T F が上場された場合又は管理会社が発行するすべての E T F が東京証券取引所を上場廃止となった場合

T D n e t 利用料の 4 分の 1

f d の規定にかかわらず，本所は，すべての上場 E T F が上場廃止となった管理会社の T D n e t 利用料について，次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い，当該(a)又は(b)に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1月1日から3月末日まで又は7月1日から9月末日までの間にすべての上場 E T F が上場廃止となった管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2月末日又は 8月末日において 4月から 9月まで又は 10月から 翌年 3月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては，T D n

e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間にすべての上場 E T F が上場廃止となった管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

g d の規定にかかわらず、本所は、東京証券取引所に E T F を上場した管理会社（前 f に該当する管理会社を除く。）の T D n e t 利用料について、次の(a)又は(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1 月 1 日から 3 月末日まで又は 7 月 1 日から 9 月末日までの間に東京証券取引所に E T F を上場した管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、 T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日まで又は 10 月 1 日から 12 月末日までの間に東京証券取引所に E T F を上場した管理会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

2 前項第 3 号の規定にかかわらず、 E T F 流動性向上プログラムの適用を受ける E T F の年賦課金については、 E T F 流動性向上プログラムに関する規則に定めるところによる。

付 則

- 1 この規則は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条第 2 号の規定にかかわらず、受益証券が上場された年の年賦課金の計算は、上場日における上場口数を基準として行うものとする。
- 3 受益証券が上場された年の年賦課金については、その半額を免除す

る。

付 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第4項第5号の規定は、同年5月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成10年法律第131号）の施行の日（＊平成10年12月15日）から施行する。

付 則

- 1 この規則は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日（＊平成12年4月1日）から施行する。
- 2 この規定の施行前に決定された和議開始の申立てについては、なお従前の例による。

付 則

この規則は、平成12年5月1日以降の日で、本所が定める日（＊平成12年7月17日）から施行する。ただし、第20条及び第23条の改正規定は、平成12年4月3日から施行する。

付 則

この規則は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号）の施行の日（＊平成12年11月30日）から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 改正後の第14条第2号aの(e)の規定は、平成13年3月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この規則は，平成13年6月27日から施行する。

付 則

この規程は，平成13年12月6日から施行する。

付 則

この規則は，平成14年6月3日から施行する。ただし，第4条第1項第6号の改正規定は，本所が定める日（*平成14年6月17日）から施行する。

付 則

1 この規則は，平成15年1月1日から施行する。

2 改正後の第10条の規定にかかわらず，この改正規則施行日の前日までに現に改正前の第10条の規定の適用を受ける銘柄については，なお従前の例による。

3 改正後の第11条第2項の規定にかかわらず，施行日の前日までに現に改正前の第11条第2項の規定の適用を受ける銘柄については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年4月1日から施行し，平成15年3月1日以後終了する計算期間に係る監査報告書について適用し，平成15年3月1日前に終了する計算期間に係るものについては，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年12月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年3月15日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年12月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年4月14日から施行する。ただし，外国投資証券に該当する外国ＥＴＦ及び外国ＥＴＦ信託受益証券に係る規定は本所が別に定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年8月5日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成20年10月28日から施行し，改正後の第3条及び第4条の2の規定の適用にあっては同日以後に新規上場申請又は予備申請を行う者について適用し，第12条の規定の適用にあっては同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料及び年賦課金から適用する。
- 2 改正後の第12条の規定は，平成19年3月15日前において上場されているＥＴＦに係る追加上場時の上場手数料及び年賦課金については，次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 追加上場時の上場手数料

- a 受益権 1 売買単位につき 30円
- b 追加上場時の上場手数料の計算は、新規上場日以後に上場された最大の上場口数からの増加口数を追加上場口数とみなして行なうものとする。
- c 追加上場に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数（1月1日から12月末日までの1年間における1日平均の上場口数をいう。以下同じ。）のうち
 - (a) 1,000万口（売買単位が1,000口以外の場合には、1,000万口に当該売買単位の1000分の1を乗じて得た口数に読み替えるものとする。以下同じ。）以下の口数につき 30万円
 - (b) 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき
200万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (c) 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき
400万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (d) 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき
1,000万口以下を増すごとに 2万4千円
 - (e) 2億口を超え10億口以下の口数につき
1億口以下を増すごとに 2万4千円
 - (f) 10億口を超え20億口以下の口数につき
2億口以下を増すごとに 2万4千円
 - (g) 20億口を超える口数につき
4億口以下を増すごとに 2万4千円
- b 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額

ずつを納入するものとする。

c a の規定にかかわらず，E T F の上場廃止日の属する年の年賦課金については，本所がその都度定める。

3 前項の規定にかかわらず，平成13年6月27日前において上場されているE T F の上場手数料及び年賦課金については，前項各号に規定する金額に2分の1を乗じたものに読み替えるものとする。

4 第2項及び前項の規定の適用を受けるE T F の管理会社等は，当該E T F の平均上場口数及びその明細を記載した書面を翌年1月10日までに提出するものとする。

5 管理会社等が，1売買単位の受益権口数の2分の1以下への変更を行った場合の上場手数料及び年賦課金の計算における1売買単位の受益権口数は，当該変更前の1売買単位の受益権口数とする。

付 則

この規則は，平成20年12月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年1月5日から施行する。

付 則

1 この施行規則は，平成21年7月1日から施行する。

2 改正後の第12条第4号の規定は，平成21年10月から翌年3月までの期間に対応するT D n e t 利用料から適用する。

付 則

この規則は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年6月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成22年10月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年3月31日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年8月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年3月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。